

じゃがれたー

No.7

(じゃがれたーは、日本成年後見法学会 (Japan Adult Guardianship Law Association) = 略称 JAGA) が編集・発行するニュースレターです。

発行日 平成18年9月27日
発行 日本成年後見法学会
発行人 理事長 新井 誠
編集 広報委員会
[委員長] 長谷川秀夫
[副委員長] 高橋 弘
[委員] 大下 信
香川 美里
北村裕美子
成田 治雄
平岡 祐二

巻頭言

住み慣れた地域でいつまでも、 いきいきと暮らし続けられるように……

世田谷区保健福祉部高齢施策推進課 瓜生 律子

◇区長申立てで成年後見人を選任

数年前になるが、地域の方から「施設入所で住人不在となっている借地の対応」について相談を受けた職員が、私に相談にきた。職員は「自分のところでは何もできない」と思っていた。私が詳しく相談者に本人の状況を聞くと「認知症で、身寄りがなく、施設入所中」という。まさに、成年後見人が必要な方だった。その後、その方は、区長申立てで成年後見人が選任され、不動産を処分し、数千万円の財産を手にした。わずかな預金と年金でぎりぎりの生活を送っていた本人は、何も理解できない状況だが、少し豊かな余生が送れるようになった。また、申立て中には別の住民から、「借地にごみが不法投棄されていて火事が心配」との苦情も寄せられていた。行政では個人の財産に手出しはできないが、成年後見制度の活用により不動産を処分することで、本人の生活が少し豊かになり、また地域住民も安心が得られた。このように、さまざまな相談の中から、相談を受ける側はニーズは何かを探る必要がある。ニーズを発見し適切に対応するためには、幅広い知識と関係機関との連携が不可欠となる。

◇待つ福祉から発見できる福祉へ

平成18年4月1日、日常生活圏域に地域包括支援センターが開設された。同センターは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーがチームで

①総合的な相談・支援、②高齢者虐待防止などの権利擁護、③介護予防マネジメント、④包括的継続的ケアマネジメントなどの対応を行い、地域におけるケアの中核となる。相談内容に応じて、医療機関、法曹関係者等と連携を図り、必要なサービスや制度が利用できるよう援助する。また、地域で高齢者を見守る「見守りネットワーク」の構築など、地域住民とともに暮らしやすい地域をつくり上げる役割を担う。これにより、虐待や悪質商法などから高齢者を守るために、地域全体で見守る体制が確立でき、早期発見が可能となる。地域の中で同センターが機能することで、「待つ福祉から発見できる福祉へ」転換すると考える。

◇幅広い知識と関係機関との連携が不可欠

さまざまな役割を担う同センターが地域の核としてその機能を十分発揮するには、幅広い知識をもつことと、問題をキャッチするアンテナを錆びさせないことが重要である。相談の中から、「ニーズは何か」を常に考え、自分にわからないことやできないことは、1人で悩むのではなく「〇〇に確認する」必要がある。そこから、連携が生まれる。相談を真摯に受け止め、対応することから、信頼関係、ネットワークが構築される。地域住民とともに、事業者、関係者全員が力を合わせ、地域住民が住んでいてよかったと思える地域をつくり上げていく必要がある。

第3回学術大会

第3回学術大会は平成18年5月27日(土)に流通経済大学新松戸校舎講堂で開催された。参加者は会員・会友136名、一般29名という盛況であった。10時30分、北村裕美子会員の司会で会は進行し、大貫正男副理事長の開会の挨拶に続いて、午前中は特別講演、午後は統一テーマ「任意後見」の基調報告とパネルディスカッションが行われ、17時30分、村上重俊副理事長が閉会挨拶を行った。

◆特別講演◆

5年を経た新成年後見制度

—その評価と課題—

早稲田大学教授 田山 輝明

田山氏からは、5年間の経験から析出される問題点について、主として実務的領域において、指摘され議論されている問題点について、広い観点からコメントがなされた。

制度利用の基礎として、一般市民への制度の広報と普及、特に気軽に相談できる機関の普及および制度利用可能者の早期発見と市町村の役割などが一層求められている点が指摘された。また、審判開始後の問題として、成年後見人等の報酬について、特にその決定過程、また公的扶助および制度利用援助事業との関係などがあげられた。成年後見人の権限と義務については、成年後見人による医療同意、本人の死亡と成年後見人の権限などの問題が指摘された。また、家庭裁判所内の連携の充実など関係機関への要望も述べた。

成年後見法の法体系上の位置づけについて5年経過の時点で考えると、2000年4月以前の禁治産制度は、民法上の制度として私法制度の枠組みに収まっていたといえるが、新しい成年後見制度は、私法の領域に基礎を置いてはいるが、隣接領域との協調が不可欠な制度となっていると指摘したうえで、特に社会保障や社会福祉の領域との協調が重要である点が強調された。

成年後見法と民法については、この制度を、法律行為における判断能力の補完制度として位置づける以上、民法総則との関連は不可欠であるが、利用しやすい法制度にするには、総則篇と親族篇への分裂の解消、任意後見契約に関する法律と委任契約両者の関連の強化(利用)など、さらなる工夫が必要であるという。

消費者契約法との関連では、高齢者などの消費者被害に対処するために、特別法上の取消権(の活用)についても考える必要があるとも主張した。社会保障法との関連では、成年後見法の私的性格と「公」後見的要素や国家に対する権利としての社会保障などをどう考えるか、との問題提起がされた。憲法との関係では、憲法上の保障が成年後見のような私的領域に及ぶのか。憲法25条などの社会権との接点や、成年後見法における基本的人権の尊重などをどのような理論構成において理解すべきか、が問題としてあげられた。

これらの諸点について、当面は議論を重ねていくべきであり、成年後見制度についての独立立法化についてはその先のことであると結んだ。

◆統一テーマ◆ 任意後見

【基調報告】

任意後見制度の現状と課題

筑波大学法科大学院教授 新井 誠

【パネルディスカッション】

[コーディネーター]

筑波大学法科大学院教授 新井 誠

[パネラー(発言順)] 公証人 佐藤 勝

弁護士 赤沼 康弘

司法書士 藤江 美保

関東学院大学法科大学院助教授 志村 武

西南学院大学助教授 神野 礼斉

(指定発言者) 武蔵野大学専任講師 菅 富美枝



新井氏は基調報告として、任意後見制度誕生の経緯について、「一言でいうと難産であった」と述べたうえで、世論の力でできたものである点を強調した。そして、諸外国に比して利用の少ない現状を紹介し、さらなる普及の必要性を指摘した。

基調報告の後、パネラーによる報告および意見交換が行われた。また、会場からも、活発な質問や意見が出された。以下はその概要である。

[佐藤氏] 公正証書遺言が増加傾向にある中で、遺言作成者は、将来認知症に陥った場合の対策を講じる必要があると述べ、そのためには任意後見契約を締結しておくことが望まれ、少なくとも、公正証書遺言作成事案の2割から3割は任意後見契約を締結しておくのが相当と思われるとの報告があった。一方で、現状はまだ任意後見の利用は少なく、利用者を増加させるための対策として、高齢者やその周囲の者に対する啓発活動の充実・強化などが課題であり、また、後見報酬を、本人の死後その遺産から一括して支払うしくみをつくることも必要であろう、と主張した。

[赤沼氏] 日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会において、この5年間の運用実績を踏まえて、任意後見制度に関する改正・改善の提言について、議論を重ねているところである旨の報告があった。主な項目としては、公証人の囑託拒絶権限の明確化、任意後見人の予備的選任制度、任意後見監督人選任申立てを適切に行うための方策、任意後見監督人であった者の法定後見申立権の創設等をあげた。

[藤江氏] 社団法人成年後見センター・リーガルサポート任意後見制度改善検討小委員会が活動中であるとの報告があり、その検討項目の中から以下の2点に絞って提言があった。1点目は、任意

後見契約締結において、公証人に対し、契約当事者双方との面接を義務づけるべきとの提言、2点目は、移行型任意後見契約における委任契約（任意代理契約）の代理権の範囲は、任意後見受任者（任意代理人）に悪用されぬよう、日常業務の範囲内（保全行為と管理行為）に限定する取扱いにすべきであるとの提言であった。

[志村氏] アメリカにおける統一任意後見法の制定について、立法過程の議論から日本法への示唆を求め報告があった。この法は、全47カ条の非常に詳細かつ網羅的な法典であること自体が、任意後見制度に本質的に内在する最大の課題である「任意後見人の権限濫用防止」のための努力の1つの表れと評価できるとの報告があった。

[菅氏] イギリスにおける後見人受任状況は、法定後見については若干の減少傾向にあるが、任意後見は年々増加傾向にあるとの報告があった。このような状況のもと、2007年4月から施行される新精神能力法（The Mental Capacity Act 2005）では、法定後見と任意後見が統合され、制度全体を貫く理念として「Best Interest（最善の利益）」尊重の徹底化が図られているという。

[神野氏] ドイツにおける統計資料によれば、世話人（法定後見）の選任件数は約22万件、任意後見の連邦公証人連合会への登録件数は約13万件である、との報告があった。また、ドイツにおける任意代理は、補充性の原則により、世話（法定後見）に優先するが、代理権授与の効果について疑いがあるときなどは、世話が命じられる場合がある、との報告があった。（永田 充）



第3回総会報告

平成18年5月27日(出)11時45分から12時15分にかけて、本学会の総会が開催されたので、以下に概要を報告する。まず、本学会規約12条により新井誠理事長が議長となり、議事に入った。

◇議案第1号 平成17年度事業報告の件

大貫正男副理事長が、各会員に事前に配布した議事資料に基づき、平成17年度中に行った事業について報告した。

はじめに、研究・調査部門として、学術大会の開催、制度改正研究委員会および判例研究委員会の活動、学会誌「成年後見法研究」3号の発行、特別設置委員会の活動として、高次脳機能障害に関する研究委員会によるシンポジウム「高次脳機能障害と成年後見制度の活用」の開催と「2005・2006年度報告書」の発刊、および、市町村における権利擁護のあり方に関する研究会による「平成17年度報告書」の発刊、特別シンポジウムとして、認知症の人の医療決定権に関するシンポジウム・任意後見人の役割と倫理に関するシンポジウムの開催等が報告された。

また、運営・広報部門として、総会の開催、会報「じゃがれたー」5号・6号の発行、会員・会友名簿の作成のほか、地域組織化事業として埼玉県飯能市において行われた講演会等に対する助成、パンフレットを作成したことが報告された。平成17年度も、数多くの重要な事業を行っており、感慨深いものがあった。事業報告については、質問もなく、承認された。

◇議案第2号 平成17年度決算報告の件

伊藤佳江常任理事が、前記議事資料に基づき、平成17年度の決算報告をした。正味財産(純資産)は、約787万円で、当学会は適正な財務内容であることがわかる。伊藤常任理事の報告の後、白倉憲二監査役が、会計が適正である旨の監査報告を行った。以上について、質問もなく、承認された。

◇議案第3号 平成18年度事業計画決定の件

大貫副理事長が、前記議事資料に基づき、平成18年度中に行う事業計画案の説明をした。第4回学術大会の開催、制度改正研究委員会および判例研究委員会の活動、学会誌「成年後見法研究」4号の編纂・発行、国際交流としてロンドン成年後見国際会議への役員の派遣、特別設置委員会である高次脳機能障害に関する研究委員会および市町村の権利擁護機能のあり方に関する研究会の活動、その他特別シンポジウムの開催などが主な予定事業である。事業計画案について、質問もなく、承認された。

◇議案第4号 平成18年度予算決定の件

伊藤常任理事が、前記議事資料に基づき、平成18年度の予算案の説明を行い、質問もなく、承認された。

◇その他

総会の最後に、新井理事長が、会員の倫理に関する問題を取り上げた。理事長は、ある会員が本学会会員であることを肩書きとして利用し、後見事業を行おうとしたと聞いたが、本学会は成年後見制度の健全な発展に貢献することを目的とした研究団体であるから、本学会員の肩書きはいかなる業務でも使用できないことをあらためて各自銘記すべきとの注意喚起があった。会場からはこれに賛同する拍手が起こった。

総会は以上のように粛々と進行して終了した。関係各位のご努力とご尽力に心から感謝申し上げる次第である。

(長谷川 秀夫)



日独シンポジウム

「日独における介護保険と成年後見の現状と課題」

平成18年3月14日、ドイツ文化会館 OAG ホールにおいて日本成年後見法学会シンポジウム「日独における介護保険と成年後見の現状と課題」が開催された。

◇報告・討論

午前では、「介護と介護保険」のテーマで、ハイデルベルク大学教授のアンドレアス・クルーゼ氏、ドルトムント大学教授のゲルハルト・ネーグレ氏、厚生労働省老健局計画課認知症対策推進室長の渡辺由美子氏の各氏からの報告がなされた後、フリードリッヒ・エーベルト財団日本代表のハラルト・コンラット氏、本学会理事長の新井誠氏の両氏をコーディネーターに討論が行われた。

クルーゼ氏は、「ドイツにおける在宅介護の現状と地域における介護の推進～問題解決への示唆～」として、介護保険が現在対象としていない認知症への対応を含めどこまで制度改革が可能なのか、その対策についてのポイントを報告した。

ネーグレ氏は、「ドイツにおける介護保険～改革の必要と改革の方向性～」として、認知症が介護保険の対象から除外されていることなどの問題点を指摘したうえで、2006年秋の改革に向けての提案等について報告した。

渡辺氏は、2006年4月施行の改正介護保険法と高齢者虐待防止法（正称は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」）について報告した。

討論では、両国が抱える類似点として利用件数増加に伴う費用・財源の問題を中心に、医療と介護、認知症者の生活の質について意見交換がなされた。

午後には、「後見と後見法」のテーマで、マックス・プランク国際社会法研究所のベルント・シュルテ氏、弁護士の赤沼康弘氏の各氏から報告がな

された後、ハラルト・コンラット氏、新井誠氏両氏をコーディネーターに討論が行われた。

シュルテ氏は、「ドイツ世話法における最近の改正動向」を、必要性の原則、費用、手続、世話の質、司法から社会法へなど10のポイントを挙げて報告した。

赤沼氏は、「日本の成年後見における最近の動向」として、利用状況、権利擁護としてのあり方、費用、手続、成年後見人等候補者の養成などについて報告した。

討論では、必要性の原則から見た両国の制度のあり方、成年後見人等候補者の養成と質、後見と社会法等について意見交換がなされた。

◇全体討論

その後、これまでの議論を踏まえての全体討論が行われ、日本における地域包括支援センター、ドイツにおけるケアマネジャー制度の導入の試みや地域ネットワーク構築など関連諸サービスを統合することや、その際の医師の協力に関するインセンティブなどについて、会場の参加者も含め意見交換がなされた。

世話法の利用の進んだドイツでは社会福祉給付の代替にもなっているのではないかとされる一方、日本では介護保険などの社会保障サービスが機能しているために成年後見制度の利用件数が少ないのではないかと考えられ、今後どのようにそれぞれの制度を運用していくことがより適当なのかなど今後の課題も確認された。

（北村 裕美子）

ロンドン国際会議報告

2006年6月5日～8日までの4日間、大英帝国の栄華の跡を今に残すロンドン中心部に位置するシスル・ロイヤルホースガーズホテルのワン・ホワイトホールプレイスで成年後見国際会議が開催された。慣習法（コモンロー）をとる英連邦地域の関係者に後見制度や政策に関する議論の場を提供するため、1988年のロンドンを皮切りに、1992年トロント、1996年ブリスベン、2000年シンガポールとほぼ4年ごとに開かれており、今回のロンドン会議が5回目の開催になる。

イギリス、オーストラリア、カナダ、ケニア、香港、シンガポール、日本などから、公的受託者（Public Trustee）、後見人（Guardian）、裁判官その他法律・福祉の専門家約120名が一堂に会した。日本からは新井誠理事長を団長とする弁護士、司法書士、社会福祉士ら総勢15名が出席した。

◇各国の報告

会議のテーマ「21世紀のエンパワメントと保護」（Empowerment and Protection in the 21st Century）は、イングランドおよびウェールズにおいて、意思決定能力に欠ける人たちの保護と自立のバランスを重視する2005年精神能力法（the Mental Capacity Act 2005）が2007年4月から施行されることを受けたもので、能力判定の要件、直面する課題などが議論された。また、各国代表者により成年後見制度の実情とその方向性などが発表された。日本における成年後見法の現状と課題については、新井誠教授が具体的な数字を含む興味深いデータを示しながら報告を行った。

上記会議の詳細は、「成年後見法研究」「実践成年後見」に掲載予定の各報告に譲るとして、2005年精神能力法について復習してみたい。判断能力喪失後に機能する法定後見制度（the Receivership）のもととなる精神保健法（the Mental Health Act）の改正とともに、判断能力が十分なうちに登

録しておく、従来の持続的代理権授与法（Enduring Powers of Attorney Act）を永続的代理権授与法（Lasting Powers of Attorney Act）に改め、これまで欠けていた福祉や医療など身上監護に関する事務を取り入れたこと、任意後見と法定後見を一元化したことの意味は大きい。これ以外にも医療行為に関する代弁者の任命権限の創設など興味深い内容を含むが、急激な変革のゆえか、現場には戸惑いもあるようであった。

◇大法官執務室でのレセプション

刺激的な会議が連日続く最中、私たちは、大法官（Lord Chancellor）執務室におけるレセプションに招かれ、大法官自らの歓迎スピーチを受ける機会に恵まれた。大法官とは、イギリス司法府の長にして上院議長も兼ね、600年以上も脈々と続く重職である。日本でいえば、最高裁判所長官から直接の挨拶を受けたようなものであろうか。歴史の重みを漂わせる執務室で、高揚した気分になったのは、ワインのせいだけではないと思う。

◇白熱した議論

今回の国際会議では、意思決定が不十分な人たちをどう理解し、どう保護していくか、それぞれの立場で活発な議論が交わされた。各分野のスペシャリストの解説と質疑応答は圧巻であった。ただ難をいえば、イギリスの成年後見制度だけをとり、イングランド、ウェールズと、スコットランド、北アイルランドとでは法体系が違出し、同じ英単語でも使い方が異なり十分な理解には至らず、幾分、消化不良の感は否めなかった。

最後に、各国の会議参加者から、その感激と興奮を伝えるためにも次回の国際会議はぜひ日本で、という声が上がった。日本での国際会議開催の動きは、会員・会友および関係者の協力を得て、今後現実化するのではないだろうか。

（司法書士 杉山 春雄）

診察室
から見た
成年後見

神経難病と成年後見

◇神経難病患者を支えるネットワークづくり

私は神経内科医（脳神経系を担当する内科医）で、同時に大学病院の医療福祉支援センターの担当者として相談や苦情を受け付けている。

患者さんから寄せられる症状には、頭痛、めまい、しびれ、ふるえ、麻痺、けいれんなどのほかに、記憶障害や認知行動障害がある。脳卒中やさまざまな認知症を拝見し、家族からの困りごともお聞きする。さらに神経内科医が扱う疾患の中には筋萎縮性側索硬化症、パーキンソン病、あるいは脊髄小脳変性症などの神経難病がある。これらの疾患では、身体症状が著しいものの、経過中に認知症の症状はあまり顕在化しなかったり、少なくとも病初期にはみられないことが多い。しかし、身体の不自由さが目を引き、一人暮らしの在宅患者は悪徳商法の標的になりやすい。訪問販売などの被害を受けて初めて、家族や周囲が慌てて対応を相談に来る。

一人暮らしの神経難病患者を支えるネットワークづくりには医療ソーシャルワーカー、難病医療専門員あるいは保健所や保健師などが対応し、連携をつくり出すことの重要性が地域でも認知されるようになってきた。しかし、財産管理についてはこれらの職種では打つ手がない。対応を急ぐ場合には地域福祉権利擁護事業を利用するように勧め、引き続き成年後見制度につなげるよう検討する方策をとっている。

◇障害者自立支援法による影響

最近、県内の国立病院に入院している神経難病の患者の家族から、「継続して入院している患者が法定後見を受ける必要があると言われたがなぜか」と相談を受けた。平成18年10月から全面施行される障害者自立支援法により、これまで市町村からの措置により患者が入院していた病棟が同法上の療養介護病棟に移行する。移行に伴い入院には利用者（患者本人）と病院間の契約が必要とな

る。このままでは契約締結能力のない患者は、家族等による契約はできず、患者は自宅に戻るか他所に移らなければならなくなる。そこで判断能力が疑わしい患者には病院側が法定後見の利用を勧め、成年後見人等との契約により入院を継続できるようにしたということであった。この障害者自立支援法による変革の影響は大きい。神経難病等の進行期で入院治療が必要な患者は在宅に移行しがたく、病院で療養し続けるためには法定後見を受ける必要が生じた。この国立病院では10月までに契約を調えるために一度に大量の申立て・申請処理が行われることとなった。国立病院側は、家庭裁判所から病院へ来てもらっての調査官との個別面談、家庭裁判所まで病院がバスを用意するなどの支援を行った。また鑑定料についても国立病院機構が統一して低く抑えた。

前述の相談者の懸念は、自己負担金の影響であった。措置と異なり、10月からは入院患者に自己負担金が生じる。負担額は患者自身が受け取っている障害年金等の範囲内に設定されているが、これまで患者は病院にいて自己負担はなかった。

◇家族・医療現場の不安

神経難病の中には進行すると気管切開や人工呼吸器による生命維持という問題が生じてくることがある。侵襲的な治療についての本人からの同意が確認されない場合、医師は救命を優先して処置を行う。しかし、いったん装着した人工呼吸器の中止は、一部の例外を除いて禁じられている。成年後見制度に医療同意の位置づけは定まっておらず、家族からのさまざまな声を聞きながら医療現場は不確実性の中で消耗している。

契約というシステムへの理解や個人の自己決定の尊重には、まだまだ多くの議論と意識変革を待たなければならないのかもしれない。

（三重大学医学部附属病院医療福祉支援センター
成田 有吾）

●私と成年後見●

後見事務の現場から見えてくるもの

私が成年後見制度と直接かかわることとなったきっかけは、私がある人の成年後見人に就任したからである。もちろん、それまでも司法書士として、成年後見制度の創設にさまざまな形でかかわってきたことも事実である。しかし、こと成年後見制度に関しては、現実にはその制度の中に入り込んで成年後見人になってみなければ、本当の意味でのかかわりをもったことにはならないのではないか、と思う今日この頃である。

私が成年後見人に就任したのは、新成年後見制度が施行となった2000年4月の後半であった。当時の私は、社団法人成年後見センター・リーガルサポートの札幌支部長をしていた関係から、家庭裁判所から、白羽の矢が立てられたようである。

その後、家庭裁判所の所長とお会いしたときに、所長から「成年後見人として思うとおりに行動してください。必要なら裁判所の名前は大いに利用して構いません。裁判所はお金はないですが権威だけはありますから」と言われた言葉が今でも印象に残っている。確かに後見報酬についても裁判所は額を決めるだけであり、支払うのは本人の財産からであるのだが、たいていの関係者は裁判所の決定した金額に、(不満はあっても)異議を申し立てることはないだろう。実際の場面においても、私は成年後見人等として行動するときは、法務局発行の登記事項証明書のほかに家庭裁判所からの選任書を今でも持ち歩いている。法務局の証明書より裁判所の印のある書面を提示したほうが話が迅速に進むときがあるからである。

◇施行から6年を経た成年後見制度

それにしても、新法の施行当時は、成年後見人として行動するときにはいつも成年後見制度の話から始めなければならなかった。金融機関に成年

後見人の印鑑届の書類に行った際にも、説明をした相手から少々お待ちくださいと言われて30分以上待たされたあげくに、この書面にご本人の印をもらってきてくださいと言われたときは、しばしあ然とした。

それから6年あまりが過ぎた今、青いリンゴであったこの制度にもようやく赤みがさしてきたようだ。一方、運用上のさまざまな問題点も指摘されるようになり、弁護士会やリーガルサポートから、法定後見制度の問題点を改善するための提言が相次いで公表された。間もなく任意後見制度についての提言も両団体から公表されると聞く。

◇本人の意思を尊重した任意後見制度のために

どのような提言が出されるにしても、任意後見制度においては、本人の意思の実現を妨げるような制約を任意後見人の行動に対して設けることは極力避けるべきである。たとえば、アパートの管理を任された任意後見人が、集金はできても、取立てができないようでは十分な管理などできるわけがない。取立てを弁護士に授権しようにも自分が持たない権限を弁護士に授権できるはずもなく、本人はすでに判断能力を失っているため本人から弁護士への授権もできない。となれば、結局、法定後見の申立てしか道はなくなる。しかし、これでは任意後見制度の理念は没却されてしまわないだろうか。会社が任意におく支配人も、不在者が任意に選任した財産管理人も、いずれも訴訟行為能力を有している以上、公正証書という厳格な書面において選任され、かつ、裁判所の選任する任意後見監督人がつく任意後見人が訴訟代理権を有するのは何ら問題がないのではないだろうか。青いリンゴが赤くなるための議論はまだまだ尽きることはない。(司法書士 岩井 英典)

制度を知る！

障害者自立支援法

◇障害者自立支援法の趣旨と要点

障害者自立支援法(以下、「本法」という)は2005年10月31日に成立、11月7日に公布され、2006年4月1日より施行された(一部は2006年10月施行)。この法律は2003年に開始された「支援費制度」で初めて障害者福祉に取り入れられた「契約によるサービス利用形式」を踏襲しているが、その趣旨は異なっている。従前の福祉制度および支援費制度においては知的・身体・精神の障害種別によって福祉サービスの体系が異なっていた。3障害について障害の種類にかかわらず、障害福祉サービスの体系や公費負担医療の利用のしくみ等を一元化し、必要なサービスを安定して利用できるようにすることが本法の趣旨であり、その要点は、①市町村を基本とする一元的なサービス提供、②障害福祉サービス体系の「介護給付」「訓練等給付」「地域生活支援事業」への再編、③入所施設や病院で24時間生活するサービス提供を「日中活動の場」と「生活の場」に区分し地域で生活できるような基盤の整備、④障害者に対する就労支援の強化、⑤障害福祉サービス支給決定の透明化と明確化を目的とした障害程度区分の認定とケアマネジメントの実施、⑥障害者福祉サービスを安定・継続して供給するために、費用の負担を国と都道府県が負うものとし、一部の費用をサービス利用者とその受給量に応じ、負担を求めていく定率負担の導入、の6点である。

◇障害者自立支援法の課題

本法の概要が発表された当時から議論になっていたことが、利用者の費用負担と障害程度区分の認定方法である。まず、費用負担については、原則としてサービス利用料の1割負担(定率負担)にしたことから、よりサービスが必要な重度障害者の負担が大きくなることへの危惧が叫ばれた。

さらに、自己負担の上限を決める所得認定を世帯の収入状況に応じて区分する世帯認定制度を取り入れたことも、自立を阻害することになるのでは、という批判がみられた。また、費用負担は4月から始まっているにもかかわらず所得保障の一助となる就労支援について十分には進捗していないことも課題としてあげられる。低所得者に対して費用の減免措置はとられているものの、それは負担の軽減であり経済保障そのものの解決にはいたっていない。そして、障害程度区分の認定方法については、調査項目に3障害それぞれの特性や実情が十分に配慮されていない、審査会への障害当事者の関与が不十分であるとの意見がある。

さらに、市町村の役割が大きくなったことによる地域格差、また、本法の対象に発達障害者や高次脳機能障害者等が含まれなかったことによる要支援者間での格差が生じないように、早急の対策が求められるところである。

◇障害者自立支援法と成年後見制度との関係

衆議院厚生労働委員会では本法に対する附帯決議が出され、今後の課題が明示されている。上記に触れた内容のほかに、その10項には障害者の虐待防止や差別禁止、成年後見制度の利用等権利擁護のための取組みをより実効的にすることが述べられている。

本法の下、安全で安心できる障害者福祉サービスの利用契約のために権利擁護の視点をもつ法定代理人である成年後見人等の役割は大きい。この役割の大きさゆえに、「地域生活支援事業」に「成年後見制度利用支援事業」が市町村の任意事業ながら位置づけられている。この事業がすべての市町村で実施されるようこれまで以上に強く求めていくことは重要である。

(社会福祉士 小嶋 珠実)

第3回高齢者虐待防止学会に 参加して

「セルフネグレクトを予防しよう」をメインテーマに第3回日本高齢者虐待防止学会が2006年7月1日、大阪市立大学で開かれ、約450名が参加した。今年の学会は、2006年4月からの高齢者虐待防止法の施行を受けて、多彩なプログラムが盛り込まれた。

厚生労働省老健局企画官の榎本健太郎氏は、講演の中で、同法の特徴を解説し、法律で高齢者虐待について定義しているが「定義にぴったりあてはまらない場合も積極的に対応することが必要である」と述べた。

◇分科会

「システム・ネットワークづくり」の一般演題発表では、高齢者虐待防止のためのネットワークづくりの状況や課題についての実践報告がなされた。分科会の1つとして、虐待対応で重要な役割を担うことになる地域包括支援センターに焦点をあてた「地域包括支援センターのこれから」というテーマの経験交流会が開かれ、地域包括支援センターに勤務する社会福祉士や保健師等多数が参加し、活発な意見交換を行った。

◇特別企画フォーラム

また今回の学会では、前日に高齢者虐待防止法施行記念事業として特別企画フォーラム「高齢者虐待防止法を事例援助にどのように生かすか」が開催された。フォーラムでは、大阪アドボカシー法律事務所の池田直樹弁護士が基調講演を行い、その後、横須賀市包括支援センター主任・高齢者虐待防止センターの角田幸代氏が「緊急性の高い事例、深刻な事例への対応と課題」、橋場隆志法律事務所の橋場隆志弁護士が「財産管理・介護費用などの経済的な問題のある事例への援助と課題」、国立長寿医療センター包括診療部長の遠藤英俊氏が「高齢者虐待の事例援助における医療者の役割と課題」、フィオーレ南海施設長の柴尾慶次氏が「高齢者虐待の事例援助における地域包括支援センターの役割と課題」を、それぞれ専門の立場から報告した。

高齢者虐待防止学会は、研究者だけでなく実践者も参加する学会であり、高齢者虐待の早期発見と防止のために何が求められているか、何から取り組むべきかを考えるよい機会となった。

(社会福祉士 小幡 秀夫)

◆広報委員会よりお知らせ◆ ~パンフレット「支えあいの輪」をご利用下さい~

本学会では、学会の活動内容を広く知ってもらうために、パンフレットを作成しました。パンフレットには、学会の活動、刊行物等がわかりやすく紹介されています。催事等で配布するために必要な場合には、事務局までご連絡ください。



【日本成年後見法学会事務局】

〒151-0073 東京都渋谷区笹塚 2-18-3
エルカクエイ笹塚ビル 6階 (株)民事法研究会内
TEL 03-5351-1573 (直) FAX 03-5351-1572
E-mail j_jaga@nifty.com

◆編集後記◆ 昨今、地域関係、福祉環境や租税等のわれわれを取り巻く公的私的状況にこれまでにない変化の波が押し寄せていることは間違いないようです。信頼と幸福をめざして、事態に的確に対処していく必要性を強く感じています。(成田 治雄)